

議案第198号

福岡市立市民センター条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年9月3日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、南市民センターの改修に伴い、その施設の使用料の額を適正なものに改める等の必要があるによる。

福岡市立市民センター条例の一部を改正する条例

福岡市立市民センター条例（昭和52年福岡市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表第2 2 視聴覚室等使用料の表福岡市立南市民センターの項を次のように改める。

福岡市立南市民センター	視聴覚室	1,150	2,150	2,050	3,100	3,950	4,650
	第1実習室	750	1,450	1,350	2,050	2,650	3,150
	第2実習室	500	950	850	1,300	1,700	2,000
	研修室	1,200	2,250	2,150	3,200	4,100	4,800
	第1会議室	850	1,700	1,600	2,400	3,100	3,550
	第2会議室	750	1,450	1,350	2,050	2,650	3,150
	第3会議室	600	1,200	1,150	1,750	2,200	2,600
	第4会議室	500	950	850	1,300	1,700	2,000
	第5会議室	550	1,100	1,050	1,550	2,000	2,350
	和室	350	550	500	750	950	1,100

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。
(施行日前における利用の許可等)
- 2 前項の規定に基づく教育委員会規則が公布されたときは、この条例の施行の日前においても、同日以後の福岡市立南市民センターの施設の利用について、この条例による改正後の福岡市立市民センター条例の規定の例により許可をし、及び使用料を徴収することができる。